

報道関係者 各位

平成27年 3月17日 発表	
担当	三重労働局労働基準部 監督課長 行岡 清博 地方労働基準監察監督官 鍋島猪一郎 TEL(059)226-2106

三重「働き方改革」に向け関係機関が共同宣言

3月16日、三重労働局（局長 川口達三）ほか関係7機関は、三重「働き方改革」に向けた共同宣言を採択しました。

三重県経営者協会、三重県商工会議所連合会、三重県商工会連合会、三重県中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会三重県連合会、一般社団法人三重労働基準協会連合会、三重県及び三重労働局は、3月16日、全会一致で三重「働き方改革」に向けた共同宣言（別添参照。以下「共同宣言」という。）を採択しました。

この共同宣言の内容は、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たしていく一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持つ健康で豊かな生活ができるよう、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していくために、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進をはじめとした「働き方改革」に取り組んで行こうというもので、これを広く県民に周知等を図ることにより、気運の醸成に努めることとしています。

今後、各団体のホームページや会報誌等への掲載、各種説明会等での共同宣言リーフレットの配布等、特に、平成27年度前半を中心に集中的な周知活動を行います。